

# 平成30年度 函館市東山墓園返還墓地使用候補者申込案内書

## ○ 返還墓地とは

墓地使用者が諸事情により市へ返還した墓地のことです。

新たに造成した墓地ではありませんが、市に返還する際は原状に復しております。

## ○ 申込資格

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に本籍を有する方
- ・ 市内に親族を有する方
- ・ 市内にある墳墓を改葬しようとする方

## ○ 貸付条件

- ・ 使用許可から3年以内に墳墓を建立すること。
- ・ 市外に住所を有する方は、市内に住所を有する代理人を選定すること。

## ○ 申込受付方法

窓口または電話で受け付けます。

- ・ 期 間 平成30年7月2日（月）～7月4日（水）  
午前8時45分～午後5時30分
- ・ 場 所 （一財）函館市住宅都市施設公社（亀田支所2階）  
花と緑の課 緑化普及担当  
電話 0138-40-3605

## ○ 募集人員

60名程度〔墓地形態：4㎡・5㎡（芝墓地）・6㎡・8㎡・12㎡〕

- ・ 申込は、抽選する墓地形態〔4㎡，5㎡（芝墓地），6㎡，8㎡，12㎡〕ごとに1世帯1申込とします。

## ○ 抽 選 会

申込み受付後、抽選会を開催します。

- ・ 日 時 平成30年7月25日（水）午前10時～
- ・ 場 所 函館市役所本庁舎8階大会議室
- ・ 抽選方法 4㎡，5㎡，6㎡，8㎡，12㎡の順に行う。

○ 使用料等

抽選会で当選し、区画が決定した候補者は、申請時に必要書類を提出すると同時に、使用料・管理料をお支払いいただきます。

区 分	使 用 料		管理料
	函館市内在住の方	函館市外在住の方	
4 m <sup>2</sup>	167,600円	251,400円	1年1 m <sup>2</sup> につき 800円
5 m <sup>2</sup> (芝墓地)	329,200円	493,800円	
6 m <sup>2</sup>	377,200円	565,800円	
8 m <sup>2</sup>	586,800円	880,200円	
12 m <sup>2</sup>	1,006,000円	1,509,000円	

- ・ 使用料は、申請時に使用区分に応じて1回だけ納めていただく永代の使用料です。
- ・ 管理料は、墓園の共用部分の清掃等のために毎年納めていただく料金で、1年に1回、市が発行する納入通知書で納めていただきます。
- ・ 使用許可を受けた後3年を経過しても墳墓を設けない場合や、管理料を3年間納めないなどの場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- ・ 市外に住所を有する方は、使用料が5割増しとなります。

○ 使用料等の還付

納めていただいた使用料および管理料は還付しません。

ただし、墓地の使用許可を受けてから3年以内に返還した際は、納めた使用料の5割の額を還付します。

○ 使用の制限

- ・ 墓地の使用は、使用者1人につき1区画とします。  
また、1区画に1基しか建立できません。
- ・ 墳墓の建設その他の設備には、次のような高さ制限があります。これを超えて設置することはできません。

区 分	碑 石 形像類	盛 土	囲 障	樹 木	備 考
4 m <sup>2</sup>	メートル 2.5	メートル	メートル	メートル	高さの基準面は、 前面通路の中央地 盤面とします。
6 m <sup>2</sup>		0.6	1.0	2.0	
8 m <sup>2</sup>	メートル 2.7	メートル	メートル	メートル	
12 m <sup>2</sup>		0.8	1.2	2.0	

※ 碑石、形像類の正面は、通路と平行に設置してください。

また、上屋類は設けてはいけません。

区 分	碑 石・形像類	備 考
5 m <sup>2</sup> (芝墓地)	碑石の形状配置は決められています。 別紙をご参照ください。	

○ 問い合わせ先

一般財団法人函館市住宅都市施設公社

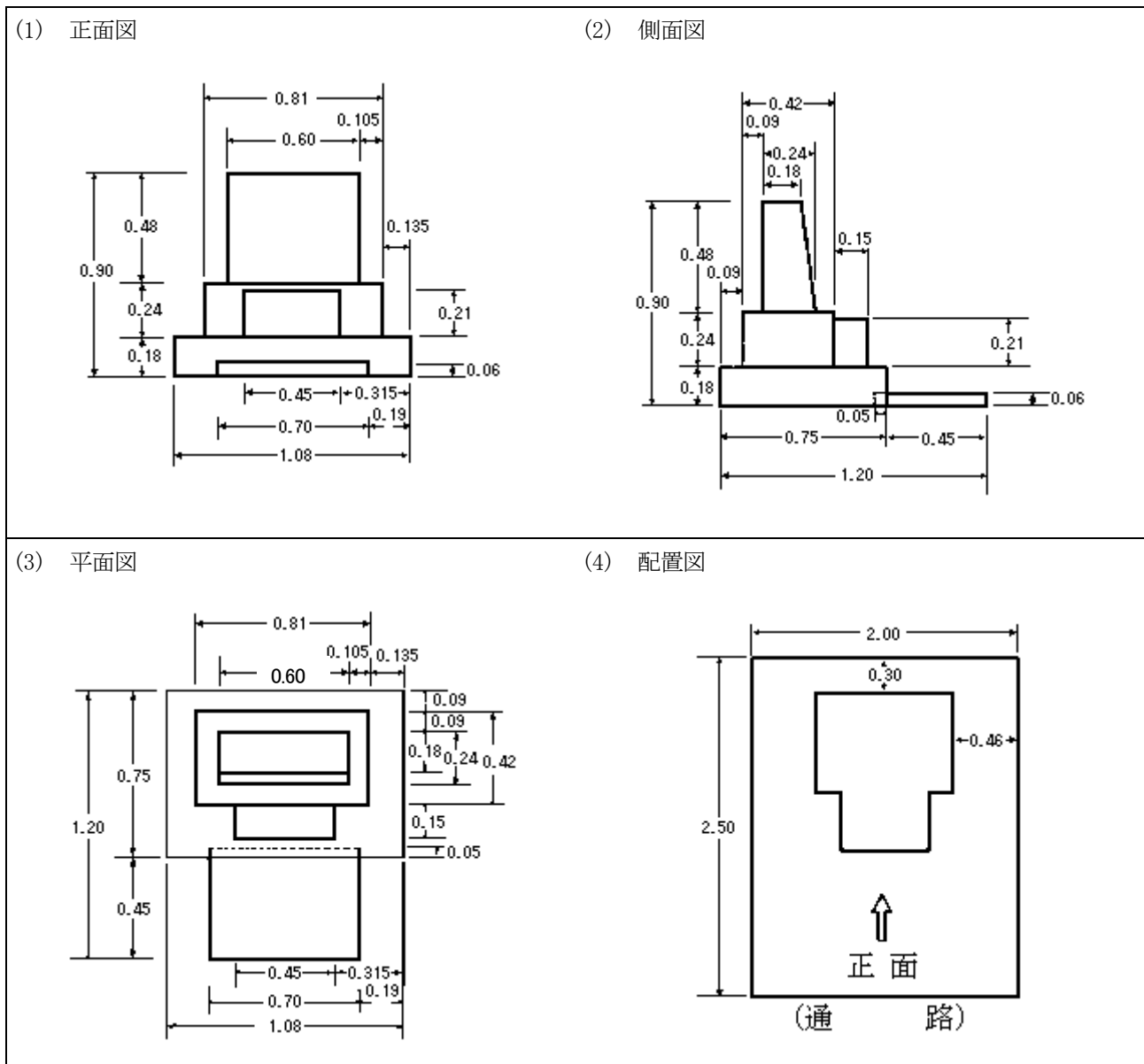
花と緑の課 緑化普及担当      電話：0138-40-3605

別表第2(第9条関係)

5平方メートルの墓地使用基準

1 碑石の形状および配置は、次のとおりとする。

(単位：メートル)



2 納骨室は、備付けのものを使用しなければならない。

3 使用墓地内の原状を変更し、囲障、上屋類を設け、および植栽をしてはならない。